

## 役員報酬等支給基準

### (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0 円

### (理事の報酬)

	日 額
理事会等会議への出席	0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0 円

### (監事の報酬)

	日 額
監事監査等への出席	0 円
理事会、評議員会等会議への出席	0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0 円

評議員、理事及び監事に対しては、定款で定めている通り報酬は支給しない。

上記基準は平成 29 年 10 月 29 日より実施する。